

平成20年 第14回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成20年 8月28日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

平成20年8月28日

東京都教育委員会第14回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第58号議案 平成21年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の採択について

第59号議案 平成20年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成19年度分）について

第60号議案 東京都公立学校長の任命について

第61号議案から 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

第64号議案まで

2 報 告 事 項

(1) 学校外からの校長任用に係る特別選考の実施結果について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
委員	大原 正行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大原 正行
	次長	影山 竹夫
	理事	岩佐 哲男
	総務部長	松田 芳和
	都立学校教育部長	森口 純
	地域教育支援部長	皆川 重次
	指導部長	高野 敬三
	人事部長	直原 裕
	福利厚生部長	秦 正博
	教育政策担当部長	石原 清志
	特別支援教育推進担当参事	高畑 崇久
	人事企画担当参事	中島 毅
（書記）	教育政策室政策担当課長	黒崎 一朗

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成20年第14回定例会を開会させていただきます。

まず取材・傍聴関係でございます。マスコミが東京新聞ほか3社、合計4社からの申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——
—では、許可いたします。

それでは、入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、内館委員にお願いしたいと存じます。よろしく
お願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回7月10日開催の第12回定例会の会議録については、先にお配り
いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認を賜りた
いと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございました。
第12回定例会の会議録については、御承認いただきました。

前回7月24日開催の第13回定例会の会議録を机の上にお配りしてございますので、
次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろし
くお願いいたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第59号議案から第
64号議案まで及び報告事項につきましては、評価及び人事等に関する案件ですので非
公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それ
では、この件につきましては、非公開とさせていただきます。

議 案

第58号議案 平成21年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の採択について

【委員長】 第58号議案、平成21年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の採択について、説明を、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 第58号議案、平成21年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の採択について御説明を申し上げます。

まず「採択方針」についてでございます。この内容については、4月10日の教育委員会定例会で既に御承認いただいておりますが、この4点の方針に基づき、教科書の調査研究、各学校における教科書選定作業と教科書採択に係る事務を進めてまいりました。

次に、「2 教科書の調査研究」を御覧ください。平成19年度に新たに検定に合格した47点の教科書について調査研究を行い、高等学校用教科書調査研究資料を作成しました。机上に配布させていただきました冊子が調査研究資料です。この2冊の資料については、7月10日の教育委員会定例会において御報告させていただき、各学校における選定作業の際の資料として活用するよう、各学校に配布しました。

次に、「3 各学校における教科書の選定」を御覧ください。各都立高等学校等においては、校長の責任と権限の下、教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、校長を委員長とする教科書選定委員会を設置し、学習指導要領の各教科の目標や生徒の実態等を踏まえて、調査研究資料も活用し、教科書の調査研究及び選定を各学校で行っていただきました。

「4 選定結果等の審査」を御覧ください。指導部において、各学校から提出された選定結果や選定理由等について審査を行い、選定理由等が抽象的で具体性に欠ける

場合、あるいは、教育課程と教科書選定結果に不整合等がある場合について指導を行いました。各学校が選定した教科書については、別紙1及び別紙2に選定結果をまとめてあります。別紙1が高等学校及び中等教育学校後期課程用教科書学校別課程別選定結果です。別紙2が特別支援学校の高等部用教科書校種別学校別選定結果です。

「平成21年度使用都立高等学校用教科書選定状況（普通教科）」について御説明申し上げます。

これは国語から情報まで10教科について、各教科の科目、目録掲載点数計、発行者数、選定教科書点数、最も選定の多かった教科書、参考までに平成20年度使用の選定が多かった教科書を一覧としてまとめたものです。

科目に薄い網掛けがされているものは、新たに検定を経て発行された教科書がある科目です。最も選定の多かった教科書の欄に濃い網掛けをしているものは、昨年度と比較して、最も選定の多かった教科書に変更のあったもの。また、薄い網掛けのものは、変更にはなっているが、同じ発行者の改訂版の教科書であることを示しております。今年度最も選定が多かった教科書は、改訂版を含めると約8割の科目が昨年度と同じものでした。残り2割の変更があった教科書が、濃い網掛けとなっております。

変更があった例ですが、公民の教科で濃い網掛けのところを御覧いただきますと、倫理で今年度最も選定が多かったものは教育出版の倫理012番です。右側の平成20年度使用の欄を御覧いただきますと、前年度最も多かったのが東京書籍の倫理017番、第一学習社の倫理016番で、発行者が違う教科書になっております。しかし、今年度選定している教科書は、教育出版の倫理012番で19校、第一学習社は18校、東京書籍は17校が選定しており、その差はごくわずかです。

数学について説明申し上げます。数学Ⅲは、今年度は数研出版の数Ⅲ024番、昨年度が数研出版の数Ⅲ008番で、数Ⅲ008番の改訂版として数Ⅲ024番が来年度新たに発行されます。

このほか昨年度と違いがあったものは音楽などがありますが、教科書の継続性の点から変動があったと考えております。

このように選定が多かった教科書を昨年度と比較してみると、全体の選定傾向としては大きく変わりがないと捉えております。

次に、各教科書の選定数及び選定学校名については、「平成21年度使用高等学校及び中等教育学校後期課程用教科書教科別選定結果 教科書別選定学校数」という資料と、同様に「教科書別選定学校名」という資料を御覧いただければと思います。

以上、平成21年度に都立高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部で使用する教科書について御説明申し上げました。御審議のほどよろしく御願い申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御意見、御質問がございますか。

【高坂委員】 1点お伺いします。東京都の学校の教科書選定と、他地域の選定で大きな差があるなどということはありませんか。大体同じような状況ですか。

【指導部長】 残念ながら、他の道府県についての資料が手元にありませんが、高等学校について申し上げれば、全日制と定時制があり、普通科や商業科、工業科など、各学科の特色があります。教科書会社も、それぞれに合う多くの教科書を発行しているので、都道府県によってそう大きな差があるとは考えておりません。ただ、詳細データを持ち合わせていませんので、推測でございます。

【高坂委員】 特に調査してほしいわけではないのですが、教科書出版会社か何かについて、特別な説明でもあればと思いました。そのために時間を費やしてほしいということではありません。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

9月18日(木) 午前10時

教育委員会室

(2) 1都9県教育委員会委員長会議(委員長)

9月4日(木)～5日(金)

宇都宮東武ホテルグランデ

【委員長】 それでは、今後の日程についてお願いいたします。

【政策担当課長】 次回の定例教育委員会は、9月18日木曜日、午前10時から教育委員会室にて予定しております。

1都9県教育委員会委員長協議会は、9月4日から5日まで、宇都宮東武ホテルグランデにて予定しております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——次回は9月18日に開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程以外の発言

【委員長】 ほかに何か御発言がございますか。

【竹花委員】 3点申し上げたいと存じます。

1点目は、7月初旬の一部の新聞に、職場体験についての東京商工会議所のアンケート調査結果が報道されました。その見出しに、職場体験の受入れを継続する企業は約6割で、ほかの企業はあまり乗り気ではないという趣旨のことが書かれていました。体験教育は大変大切であるということで「東京都教育ビジョン（第2次）」にも取り上げておりますし、高等学校でもいろいろな形で企業にお願いしています。

特に中学2年生の職場体験はここ4年ほどの間に大きく広がってきておりますが、そこでの困難な点は、やはり職場の開拓です。そうした点で、東京商工会議所にはいろいろなお願いをしてきていると思いますが、大変な負担を企業の方々にお掛けすることは間違いのない事実で、そういう意味では、地域、事業所や学校が一体となって日本の子供たちの教育を進めていく代表的な取組であることをよく御理解いただき、今後も継続してこうした取組に積極的に参加していただけるよう、東京都教育委員会としてもしっかりと依頼をしていくことが必要であろうと思います。

もちろん、これまでも都教育委員会からも、あるいは、知事部局の青少年・治安対策本部からもお願いしているだろうと思いますが、できれば連携して、このアンケートの結果に非常に驚いていることも含めて、しっかりと対処していただければと存じ

ます。

併せて、本日でなくて結構ですので、中学2年生の職場体験がどの程度広がっているのか、教育庁として、この問題にどういう姿勢で市区町村教育委員会に対しての指導をしているのかについても御報告いただければと存じます。

それが1点目です。

2点目は、青梅市で、障害者を対象にした強盗事件が発生したという報道がなされております。一部の報道では、「障害者をねらって何が悪い」と被疑少年が言ったと伝えられています。その真偽のほどはわかりませんが、今、子供たちが、ホームレスの人たちを含めて弱者に向かってこういう暴力を、しかも集団で振るう事件が結構あります。この事案は、被害者がホームレスではなくて障害者の方々に、そういう意味では珍しい事件でもあろうかと思えます。

この種の事件がそう多くあるわけではないと思いますが、この子供たちは、事件を1件ではなく、もう何件か繰り返している。今回のこの事件を受けて、そうした事態をなぜ止められなかったのか、学校現場としての努力はどうであったのか、そこにどういう問題があったのか、これからどういう方向で改善していくのかという教訓を、しっかり得る努力をしてほしいと思います。

青梅市の中学校にかかわる事件であるとはいえ、東京都教育委員会としてもこの種の事案に無関心であってはならないと思います。恐らく、人権教育を含めてそれなりのことをしっかり行ってきたと思いますが、にもかかわらずこういう事態が起きたことについて、なぜ防げなかったのかという観点で、責任を追及するのではなく、学校と親との関係、学校と警察との関係、学校と地域との関係などを含めて、こういうことをしていればうまく防げたかもしれないというような教訓を、少し時間をかけて検討していただきたいと存じます。

【委員長】 「障害者をねらって何が悪い」という発言は言語道断ですが、新聞報道ですから、真偽のほどはわかりませんね。

【指導部長】 今、2点についてお話がございましたが、青梅市の中学生らが知的障害者を狙った暴行強盗事件について少しお話しさせていただきます。

この件は8月22日に報道されていますが、実は、暴行を加えたのは昨年度です。記

事が出て、私どもはすぐに、人権教育の推進と生活指導の徹底という通知を東京都教育委員会教育長名で各区市町村教育委員会教育長あてに発出しました。

今後の取組として、生活指導担当指導主事等の会の中で、こうしたことについても再度きちんと徹底を図っていくとともに、今お話がありましたように、こうしたケースがなぜ起きたのか、きちんとその状況等も踏まえ、事例を調べ、参考になるような形で、今後の私どもの教育指導の一つにしていきたいと考えております。

以上が2点目についてでございます。

1点目については、職場体験は子供たちの健全育成を図る上で極めて大切なものであると同時に、キャリア教育においても大切なことであると考えております。お話のように、青少年・治安対策本部と一体となり、こうした企業に更に協力要請をしていきたいと考えております。

【竹花委員】 ありがとうございます。

続いて、3点目は、都立三鷹高等学校の校長先生の御発言を巡っての問題についてです。この問題については、去る6月12日の当委員会で私から発言させていただき、委員会でも議論の上、都立三鷹高等学校の校長先生からの意見聴取、学校現場でこの通達がどのように問題になっているのか、あるいは、うまくいっているのかといったことについて実態を把握することのお話を申し上げました。校長先生に、東京都教育委員会に対して、書面でもメールでもいいのですが、御意見をおまとめになって提出してくださいとお話しするようにお願いしました。それは事務局ではしていただけたか。

【都立学校教育部長】 当日の12日に本人から事情を聞きましたが、意見は来ていません。

【竹花委員】 私がなぜ校長先生に意見を求めるかという理由の一つは、東京都教育委員会は非常勤の委員の集まりですので、教育委員会全体に御本人のお考えがきちんと伝わるには、そういう形が一番望ましいであろう、それくらいしか方法がなかろうということもありお話し申し上げましたが、現時点でそのような回答がないことは非常に残念です。

彼がいろいろな形で御発言されているものの中に、御指摘になっている通達が教育

現場の言論の自由に大きな影響を与えている、あるいは、言論の自由を奪うような抑圧的なものになっており、この通達の結果、活発な意見交換が行われなくなっているといった趣旨の指摘があります。私としては、この指摘は、もしそうであれば非常に重いものであり、また、都の教育委員会が任命した現職の高校の校長先生がおっしゃっていることは重く受けとめ、無視するのではなく、御本人の意向も聞きたいし、かつ、本当はどうなのだろうということを全体として調べてみることで対処すべきと考え、教育委員会もそれで一致したわけです。

それとともに、この通達を出されたことで本当に教育現場の言論の自由が奪われているということには、私としては、少し疑問があります。というのも、挙手採決は校長はしてはならないと言っているわけですが、教職員の意見を聴取してはならないとか、職員会議は全部やめてしまえとか、そういうことを言っている通達ではないわけです。意見があれば、これは反対だ、これは賛成だということを使う機会を奪うものでも何でもありません。この通達は、6月12日の教育委員会定例会でも説明がありましたが、教育現場における様々な困難な点を克服するために必要であるということを出された通達だと聞いております。そういう理由があって出された通達ですが、もし、本当にその通達で言論の自由が奪われている状況があるのかということも、私どもにとっての大きな疑問でもありましたので、そういうことを含めて、先生から具体的に、こんな状況ですということを是非とも教えていただきたいと存じます。

そこで、改めて校長先生に、今の私の発言を踏まえて、東京都教育委員会として、何がどういう状況をつくり出しているのかについて、少し詳細な御説明を文書でお出しいただきたい。事務局を信用しないのであれば、東京都教育委員会あての親展として出していただき、次の教育委員会の際に開封するというだけでも構わないと思います。方法はいろいろあると思いますが、東京都教育委員会の意思決定として、改めてそのようなお願いをしていただきたいということを提案したいと存じます。

併せて、これは私の個人的な要望として校長先生にお伝えいただきたいのですが、東京都教育委員会は真摯に会議を進めており、今申し上げたように、校長先生の問題提起に対しても真摯に対応しようとしていることをよく御理解いただきたい。東京都の教育を良くしようという立場で御発言されていると信じていますが、もしそうであれば、

校長先生の意図が実るような形で行動されることが望ましいと考えます。これは東京都教育委員会としてではなく、一委員として、そうあっていただきたいという願いを申し上げます。

もちろん、彼が東京都教育委員会をあれこれ御批判することについて、批判してはいけないなどと言っているわけではありません。根拠がある御批判をしていただく分については何ら問題はなく、そのことを否定しているわけではありません。こういうことを言うと、また言論の抑圧だと非難されることになりかねないわけですが、そういうことを申し上げているわけではありません。そこを誤解されないで、しかし、私どもも東京都の教育をしっかり行おうとしている立場で行動していますが、もちろん限界があります。私どもは非常勤ですから、そう全体の姿を熟知するために動く時間があるわけではありません。しかし、その中でもしっかり行おうとしているのだということもよく信頼いただいて対処いただけるように、これは私の個人的な意見として校長先生にお伝えいただければと思います。

二つ目ですが、教育委員会との公開討論の要請をされておられます。これについての対応は教育長以下にお任せし、その対応を是とするものですが、この公開討論を要求するための記者会見を行い、そこに、現在は国際基督教大学の藤田教授が同席されておられ、また、教育評論家の尾木氏が一緒に参加されたと聞いております。この2人は教育の世界の中では著名な方であり、それなりに社会的信頼もある方だと存じております。

この先生方の発言が、一部のマスメディアあるいはインターネット上に載っております。私が驚いたのは、藤田先生も、尾木先生も、校長先生がおっしゃっておられる、その通達が教育言論の自由を損ねたのだという事実関係については、私と同じ疑問を持ってもおかしくないと思うのですが、そこについてはあまり御確認されないまま、これが正しいものだと主張されているようです。もちろん、先生方は先生方でそれなりの調査をされておられるのかもしれませんが、もし、そういう事態について先生方が、この校長先生の御意見に賛同される具体的な事実関係を御存知であるならば、是非とも東京都教育委員会に教えていただきたいということをお願いしたいと存じます。

これは、東京都教育庁でも現状を今いろいろ調べていまして、そちらの報告も受け

ますが、やはり反対している側の方々の御意見も得なければ私どもは正しい判断ができませんので、そういう点について、この先生方の御協力を是非いただきたいと存じます。

また、この記者会見の中で、東京都教育委員会のこの問題以外の問題への対応について、強い不信と懸念を表明されていると聞いております。それらについて、もし、このお二人が、本当に東京都の教育行政を正しい方向に持っていく考えでなされていることであるならば、そうした問題について、何が、どのように問題で、どうすべきかという点を踏まえて、大変お手数をお掛けしますが、私どもに対して率直に御指摘いただきたいとお願いしたいと存じます。

そうでないと、東京都教育委員会はいかにも閉鎖性のある、権力の権化で、他の人たちに意見を求めない、耳を貸さない、そういう体質の教育委員会であると社会に一方的に発信されることについては、私個人としては非常に心外です。私自身も、恐らくほかの委員もそうだと思いますが、やはりそれなりの立場で東京都の教育行政に携わる覚悟で務めておりますので、もし御批判や御意見があるならば、やはり根拠を示していただき、対立ではなく、常識がある大人として、双方がきちんとお互いの意見を認識し合うことが大事であろうと思います。そうした点について、これらの先生方に、それなりの対応を教育委員会にしていただければありがたいという希望を東京都教育委員会として持っていることを、事務局を通じて何らかの形でお伝えいただくようお願いできればと存じます。

この2点です。

【委員長】 事務局から何かありますか。

【都立学校教育部長】 1点目の都立三鷹高等学校校長からの文書での意見聴取については、既に2回伝えているのですが、改めて3回目として提出の依頼をお伝えしたいと思います。

2点目については、所管がどこかはっきりしませんが、少し検討させていただきたいと思います。

【委員長】 今、御要望がありましたので、それをきちんと受けとめて措置していただきたいと思います。

ある新聞に、職場体験については40パーセントが躊躇^{ちゅうちよ}しているという記事が載っていました。大学に勤めていたときに学生の職場体験に深くかかわりましたが、なかなか難しいですね。工学部は伝統的に、職場あるいは工場で実習を行っていましたが、最近では、それがほとんどできなくなってしまいました。学生を受け入れる企業、実習を行う学生、双方にとってリスクが大きいということで、ほとんどの学科ではやめてしまいましたが、私が所属していた学科だけは必死でがんばりました。ほとんどの企業が引き受けたくないとおっしゃるので、我々が出向いて、誠心誠意お願いをしました。学生たちは3年生のときに実習に行きますが、1か月行って、帰ってくるとものすごく変わります。非常に大人になって帰ってきます。驚くほどの効果です。引き受けていただいた企業には学生の感想文をお見せして、学生がこれほど変わるので今後とも是非お願いしますということで、何とか続けました。一時は本当に大変でしたが、そういう努力は必要ですね。

職場体験というのは、竹花委員もおっしゃいましたが、実際の世界を見ますので、子供たちや若者たちを大きく変えます。手をこまねいていたのでは受入先も、参加する生徒も増えていかないと思いますので、よろしくお願いします。

青梅市で中学生が障害者の方を襲った事件については、アメリカやヨーロッパの社会と日本の社会で決定的に違うところが出ている、というのが強い印象です。日本では、例えば目が悪い方が白い杖を持っていてもほとんどだれも道を譲ろうとしません。しかし、ヨーロッパやアメリカでは、そういう方が来たら全員がパッと道を空けますね。また、日本では、盲導犬がいると、かわいいからとさわろうとしますが、ヨーロッパやアメリカの人は絶対にしません。盲導犬は飼い主のために必死で働いているわけですから、構われると困るんですね。

つまり、ヨーロッパやアメリカでは、弱者に対する思いやりが、社会慣習になっています。日本はそれができていないので、若い人たちがこういうことをするのだと思います。社会総がかりで、「弱者」という言葉は使いたくありませんが、そういう方に対して配慮する社会にしていく必要があると思います。

【高坂委員】 職場体験の話をしみますと、私が拓殖大学の客員教授をしていたときに、ゼミを持っていましたが、ある女性が1か月、夏に島根県かどこかの農村へ行き、

非常に成長して帰ってきました。これで実社会に出ても大丈夫ですと、ある意味で自信ができたということです。

ですから、やはり大事なのですが、そこでの問題は、何かの検討委員会の報告に横河電機のCSR推進本部の箕輪さんという方が書いていたものも同じことで、インターンシップを実施するのはいいけれど、あまり数が多いと具合が悪いから、1社1人ずつということで毎年続けていくようなシステムのほうがいいのではないかと思います。

【教育政策担当部長】 横河電機のCSR推進本部の箕輪さんという有識者の方が、実際にインターンシップを受け入れるに当たって、いろいろ問題はあるが、こういうことをやってくれるといいのだけどというお話はございました。

【高坂委員】 私は、こういうことを真摯に受けとめて、問題は当然ありますから、それでも実施していくためにはどうしたらいいかということ、東京商工会議所も経済同友会も考えてはいるわけです。ところが、いざ実際に実施しようとするといろいろな障害があるので、それを乗り越えるためにはどうすればいいのか、この箕輪さんの提案も一つだと思います。

【瀬古委員】 どのような理由で、企業は体験学習の受け入れを嫌がるのでしょうか。

【委員長】 企業や現場へ行っても、ただ見ているだけでは本当の体験になりませんので、専属の指導者を付けてもらわないといけません。そうすると、向こうは本来の仕事がおろそかになるので、簡単に引き受けられないという状況が起きます。

アメリカでは1960年代に、学校が出す人材と企業が求める人材の不一致が起きて、議員立法で、当時、cooperative studyと呼ばれる制度に関する法律が作られ、日本で言うインターンシップを実施する学校には5万ドル程度の補助金を出すことになりました。しかし、アメリカは日本よりももっと責任社会で、企業内で実習生が事故を起こしたら全部責任を負わなければいけないので企業はなかなか受け入れないという状況が起きました。現在、何百万人という若者がインターンシップに参加していますが、そのほとんどが連邦政府の機関や州政府の機関など、公的機関に行っています。

【竹花委員】 今、中学2年生の職場体験で、東京都の青少年・治安対策本部で進

めているのは、5日間連続しての職場体験です。1日や2日ではありません。5日間という期間は、単に物見遊山で行くのではなく、一緒に働くという経験をそのうち何日かでもさせてもらいたい。そうでないと、職場体験の意味が半減してしまいます。

これまで、兵庫県や富山県などでの経験を基にそういうお願いをしてきました。そういう中学校も随分増えてきました。そうすると、企業の側は余計に負担になるところがあるだろうと思います。しかし、その負担も何とか、子供のため、最終的にはその企業のためでもあります。知事部局でも相当お願いしていると思いますが、教育委員会としても依頼を進めてはどうだろうかという趣旨です。

【瀬古委員】 大手鉄鋼メーカーに行った時、地元の高校生が1週間の職場体験を受けていました。専門高校の生徒が多いのではないですか。

【委員長】 必ずしも専門高校の生徒ではなくても、その学校がインターンシップに価値があると思ったら、普通高校でも職場体験をさせているケースはたくさんあります。

【瀬古委員】 職場体験というのは、具体的にはどういうことをしているのですか。

【委員長】 いろいろなことをやっているようです。各企業がかなり工夫をしています。先ほど竹花委員がおっしゃったように、1日や2日だと、案内だけして終わりになってしまいますが、5日となると、例えばある仕事を集中的にやってみるということもでき、それが実体験としては大変効果があります。

【高坂委員】 私が社外取締役を務めていた会社では、むしろ、外国人を訓練していました。それは将来の役に立つ可能性が強いわけです。ところが、日本人の場合は、ある種の目標を持って来るなら受け入れる、という雰囲気でした。その辺もいろいろ事例を研究してもらって、どのように進めていけばいいのか、具体的な案を一度提案してもらえませんか。

それから、都立三鷹高等学校の校長のことは、基本的に竹花委員と同意見です。

【委員長】 それでは、ほかに発言はよろしゅうございますか。この議論は以上とさせていただきます。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、非公開の審議に入ります。

(午前10時14分)